

第4回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年1月26日(水)午前10時から12時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第一会議室

第3 出席者

(委員)

大谷正治, 岡本浩, 笠野喜久雄, 清原雅代, 豊田泰史, 中 弘, 中谷つた,
前田淳子, 樋口裕晃, 樋田毅, 三吉修, 山本修三

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

井上博雄, 甲藤雅世, 井野口攝

(庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

第4 議題

1 意見交換

2 次回の予定等

第5 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員

(弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判
官), : 事務担当者又は庶務〕

1 開会

2 議事

- ・ 「裁判員制度の広報について」を協議テーマとする。
- ・ 井野口刑事首席書記官から, 裁判員制度の概略について説明がなされた。
- ・ 井上事務局長から, 裁判員制度の広報について説明がなされた。

3 意見交換

裁判員制度に関する感想，イメージ等をお聞かせいただきたい。

裁判官は，結審した後，記録を再検討し，ある程度の時間をおいて判決言渡に臨むことが多いし，そうすることが大切だと思うが，裁判員制度が実施されると，連日的開廷で一気に判決言渡までいってしまい，審理を終えてから判決言渡まで時間的な余裕がないことになる。その点につき，裁判官としての経験からの意見をお聞きしたい。

結審後，記録を再度精査し，緻密な判決を書くことに心血を注ぐことが裁判官の職務である。裁判員制度の施行により今までより判決をシンプル，凝縮されたものにするのも一つのあり方だと思う。

合議事件の場合，いつ評議を行っているのか。

事件にもよるが，非開廷日に合議の日を設定する場合もあるし，空いている時間を使ったり，昼休みに行う場合もあり，特に決まっているわけではない。

裁判員制度が導入された場合，評議はいつすることになるのか。

今後の問題である。午前に結審した場合には午後から評議をすることもあろうし，午後に結審すれば翌日に評議することもある。

判決書には，裁判員の名前が出るのか。

その点については，最高裁判所で規則化するかを含めて検討されるものと思われる。

裁判員制度の施行を間近に控え，国民に対する法教育が必要であると考えるので，法曹界の人と教育に携わる人との連携が重要ではないか。

裁判官の出張講座等も含め，法教育に関する具体的な取組みについては，検討中である。

現在，学校等からの団体傍聴を積極的に受入れており，時間があれば，裁判官から傍聴人に裁判員制度について説明してもらったり，あるいは書記官

等から説明したりと、私たちもそういう視点で取り組んでいる。

世論調査によると、国民が裁判員制度のもとで裁判員として参加することに消極的なようだが、それは、選挙人名簿から無作為に選出されることに抵抗があることが原因ではないか。具体的には、もし自分が罪を犯したときに正確な人に判断してもらえるかどうか、また自分が裁判員に選任されたときに正確に判断できるのだろうか、という不安が強いからだと思う。

裁判員制度について説明を聞き、試算の前提はあるにしても、普通の県民が非常に高い確率で裁判所からの呼び出しを受ける可能性があることが良く分かった。これは、「みんなが裁判員に選ばれるのですよ。」と強調してもいい位の数字である。

個人的な意見としては、県民に裁判員のイメージを理解してもらうには、新聞や雑誌よりもテレビやビデオが効果的だと思う。

同様に無作為抽出で選任される検察審査会における審査員の出頭状況はどうか。

具体的数字等については次回に報告させていただきたい。

検察審査員は6か月の任期があり、事件ごとに選任されることとなる裁判員とは人数においても随分違う。

不起訴が相当かどうかを審査する検察審査会の審査員と、刑について判断する裁判員では、プレッシャーは随分と違う。

自治体の広報紙は、読まれているようであるが、関係の薄い記事は案外読まれていない。やはり広報としてはビデオ等を見せるのが一番効果的だと思う。

弁護士会でも広報について議論するが、この制度が煮詰まっていない段階では、実際にどれだけの時間裁判員が拘束されるのかという質問にも明確に答えられないということで見合わせている。それよりも、まだ刑事弁護に関して、「どうしてあんな悪い奴を弁護するのか。」という意見が出ることの

方が問題で、裁判員制度以前の問題として、先ず刑事裁判をよく理解してもらおうなどの環境整備をやっていかないとだめだという意見も多い。

新聞記事のアンケートでは、裁判員制度の実施により今の制度より良くなると思うかどうかについて質問していたが、裁判官、検察官としてどう思うか。

裁判員制度については、国民の司法参加という面が強く、被告人の権利の保障の話が出なかったように思う。法律制定の過程で、被告人に対し、裁判員による裁判を希望するか否かにつき選択権を与えるかどうかということにつき議論があったのか。

当然、選択権を認めるかどうか議論されたが、選択権は認められなかった。

陪審員制度においては一定の選択権が認められていたが、実際は陪審員による裁判を選択する人は少なかったという経緯も踏まえた結果と聞いている。

今の段階で、現在の制度より良くなるかどうかについては、議論が分かれており、直ちには評価できない。少しでも良い方向にということで議論しているところである。

陪審員制度については、地域によってはかなり運用されたところもあるようだが、全体的には職業裁判官による裁判を多くの国民が望んだという実体験を踏まえ、裁判員制度では、議論の結果、選択権を認めず、抽選で裁判員が選ばれることとなったと聞いている。裁判員の制度が定着するかどうかは、国民の理解が得られるかどうかにかかっているが、やってみなければ分からないところもある。検察の立場としても広報活動として、できるだけ裁判を傍聴してもらえよう広報している。また、検察庁が刑事裁判にどういう役割を果たしているのかについて理解してもらうために、中学校、高校にパンフレットを配布するなどしている。先ず、今の制度がどうなっているのかについて興味を持ってもらい、その上で新しい制度につき検討してもらうよう

にしている。法の附則では3年後には再検討されることとなっているが、人の生命自由にも関する問題であり、検察庁としても真剣に取り組んでいる。

一般の人に対しては、単に感覚や経験ではなく、裁判は証拠に基づいて行われていることや、被告人の人権も考慮されなければならないことを分かり易く説明するにはどうすれば良いかという視点から検討しているところである。

現状の刑事裁判の評価に当っては、認識としては、改善すべき問題点もあり、日弁連としては司法制度改革の中で陪審制度の実現を掲げたところであるが、最終的に裁判員制度となったものである。当初の目的からは少しはずれたものとなった訳ではあるが、根底となっている国民の司法参加を大きく実現したのものとして基本的には評価している。

弁護士会の中にも、裁判員制度については問題があり反対との意見がある。

裁判員制度を円滑に運用するようにとのことであるが、弁護士としては被告人の防御という点から、被告人の立場を忘れる訳にはいかない。

弁護士会の中でもいろいろな意見はあるが、日弁連としては、刑事裁判をより良いものにしようと積極的に努力している。

4 次回の予定等

次回を平成17年5月27日(金)午前10時に開催する。

協議テーマは、今回に引き続き「裁判員制度の広報」とする。

5 閉会(12:00)